

自動販売機設置事業者募集要項

糸魚川市では、須沢臨海公園に清涼飲料水等の自動販売機を設置するにあたり、以下のとおり自動販売機の設置事業者を募集します。設置を希望される方は、この募集要項及び仕様書をよくお読みいただき、各記載事項を承知のうえ、お申込みください。

1 設置場所及び台数

施設名	所在地	設置場所	台数
須沢臨海公園	糸魚川市大字須沢 2052 番地 4	管理棟北側（屋外）	4 台 （1 台から申込 できます）

＊詳細は、仕様書に記載

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- （1）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- （2）自動販売機の設置業務について、2 年以上の実績を有する者。
- （3）法人の場合は、糸魚川市内に営業拠点（本店、支店等）を有すること。個人の場合は、糸魚川市内に住所を有すること。
- （4）国税及び県税並びに糸魚川市税を滞納していないこと。
- （5）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- （6）糸魚川市から入札参加にかかる指名停止措置を受けている者でないこと。

3 設置条件

（1）契約について

設置場所の使用については市有財産の貸付によるものとし、賃貸借契約を締結します。契約内容については、添付の市有財産賃貸借契約書(案)をご確認ください。

（2）設置期間

設置期間は、令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間とします。

（3）費用負担

①貸付料

設置者が価格提案書により提案した金額に消費税及び地方消費税を加算した額を貸付料の年額とします。

②電気料

電気料は、設置者の負担とします。設置者の負担により子メーターを設置するものとし、使用量に応じた実費負担とします。

③その他の経費

自動販売機及び附属機器の設置及び撤去に関するすべての経費は、設置者の負担とします。

（4）自動販売機の機種及び設置方法について

①設置機種については、別紙仕様書記載の条件を満たすものとします。

②省エネ、環境負荷の低減に配慮した自動販売機の設置に努めてください。

③自動販売機の大きさは、仕様書において設置場所ごとに定める使用可能範囲内に設置できるものとします。

④自動販売機の設置にあたっては、耐震対策（転倒防止等）を行ってください。その際は、できる限り施設に負担のかからない方法で行ってください。

（5）禁止事項

①酒類の販売はできません。

- ②標準小売価格より高い価格での販売はできません。
- ③自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

4 維持管理について

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、設置者の責任において行ってください。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫管理を適切に行ってください。
- (2) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ってください。
- (3) 自動販売機の故障時の緊急対応、問合せ及び苦情については、設置者の責任において速やかに対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

5 設置事業者の選定手順について

自動販売機の設置事業者は、以下の手順で選定します。

- (1) 申込書の提出及び審査
- (2) 質疑書に対する回答
- (3) 価格提案書の提出及び審査
- (4) 設置事業者の決定及び公表

6 申込書の提出及び審査について

- (1) 提出書類（提出部数は1部）
 - ①申込書（別記様式1）
 - ②国税（法人税又は所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（申込日の3か月以内のものに限る、写し可）
 - ③県税（法人税、事業税）の納税証明書（申込日の3か月以内のものに限る、写し可）
 - ④糸魚川市税の納税証明書（申込日の3か月以内のものに限る、写し可）
 - ⑤設置を予定する自動販売機の概要がわかる書類（販売品目、規格、機種性能等）
 - ⑥自動販売機の運営実績表（様式は自由です）
 - ⑦質疑書（様式は自由です。質疑事項がある場合のみ提出してください）
 - ⑧商業登記簿謄本（法人の場合のみ、申込日の3か月以内のものに限る、写し可）
- (2) 申込書等の提出期限
令和7年10月20日（月）午後5時まで
- (3) 申込書等の提出場所
〒949-0392 糸魚川市大字青海 4648 番地 11 糸魚川市青海事務所振興係
電話 025-562-2260
＊郵送の場合は、令和7年10月20日（月）午後5時までの必着とします。

7 質疑書に対する回答について

提出のあった質疑書について、内容を取りまとめ、令和7年10月30日（木）までに、申込者全員にFAX又は書面により回答します。

8 価格提案書の提出及び審査について

- (1) 提出書類
価格提案書（別記様式2）
- (2) 提出期限
令和7年11月7日（金）午後5時まで
- (3) 提出場所
〒949-0392 糸魚川市大字青海 4648 番地 11 糸魚川市青海事務所振興係
電話 025-562-2260

(4) 注意事項

①価格提案書は、必要事項を記入、押印のうえ、封筒に入れ、封をして提出してください。

また、封筒の表に申込者名を記載し、「価格提案書在中」と朱書きしてください。

②提出した価格提案書の差替えはできません。

③決定にあたっては、価格提案書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した額を契約金額とします。ただし、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた額を契約金額とします。

(5) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

①提案価格が定めた最低価格未満のもの。

②応募資格がないものが提出したもの。

③指定の日時までに提出しなかったもの。

④応募者の記名、押印がないもの。

⑤所定の様式を用いないで提出したもの。

⑥提案価格、応募者の氏名等、主要な記載部分が識別しがたいもの。

⑦提案価格を訂正したもの。

⑧応募に際し、不正な行為があると認められるもの。

9 設置事業者の決定及び公表について

(1) 設置事業者の決定

有効な価格提案書を提出した者のうち、最高の金額を提案した者を設置事業者に決定します。

(2) くじによる設置事業者の決定

有効な価格提案書を提出した者のうち、最高の金額を提案した者が2以上あるときは、申込台数が多い者を設置事業者に決定します。申込台数も同数である場合は、くじにより設置事業者を決定します。くじは、糸魚川市が指定した者（審査に関係のない糸魚川市職員）が引くものとします。設置予定の4台に満たない場合は、くじに外れた者、次に高額な提案をした者の順に協議し、4台を超えないよう設置事業者を決定します。

(3) 設置事業者等の公表について

設置事業者を決定したときは、その金額及び設置事業者名を、設置事業者を決定しないときはその旨を、後日文書により申込者に公表します。また、糸魚川市のホームページに金額及び設置事業者名を掲載します。

10 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。なお、設置事業者の決定を取り消した場合は、取り消された設置事業者が提案した金額の次に高額な提案をした者を設置事業者とします。

(1) 設置事業者が正当な理由なくして、指定する期日までに賃貸借契約の締結を行わないとき。

(2) 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。